

会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会(平成 28 年度第 1 回)
日 時	平成 28 年 8 月 24 日 (水) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 35 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
委員出席者	遠藤雅晴、藤枝宏友、大澤俊、高橋博、福川康、小林三郎、清水汎、鹿野修二、明石文子 (以上敬称略)
幹事出席者	習田由美子、武田護、堀川直美、笠真由美
委員欠席者	山田滉、松見光 (以上敬称略)
会議次第	<p>I あいさつ</p> <p>II 第一部会員の紹介</p> <p>III 議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今後の検討の進め方 2 震災時における要配慮者の搬送に関する支援について 3 その他
資 料	<p>○災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿</p> <p>○平成 28 年度 検討の課題</p> <p>○災害時要援護者の支援のための行動指針<平常時の備え・安否確認編> (平成 26 年 5 月)</p> <p>資料 1 災害時要配慮者対策協議会 検討日程</p> <p>資料 2 災害時要配慮者の支援のための行動指針<安否確認・搬送編> (素案)</p> <p>資料 3 民間事業所のアンケート実施結果の概要</p> <p>資料 4 【アンケート結果】災害発生時の民間事業所における要援護者支援の役割と課題 (結果)</p>

座長	<p>皆さん、おはようございます。きょうは災害時要配慮者対策連絡協議会第一部会の今年度第1回の会議に、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>挨拶も兼ねて、お話をさせていただきたいのですが、今、台風が日本国土を直撃しておりまして、三つの台風が日本を、特に北海道がやられているということで、杉並区は名寄市というところと友好交流を結んでおりまして、その名寄はもともと風連町と言っていましたけれども、そこに日進地区というのがあるんですね。その日進地区というところが風連別川というところの近くで、その風連別川が氾濫して、日進地区の住民が地元の地域会館みたいなところに避難している映像が、二、三日前にNHKのテレビで報道されて、インタビューを受けている市民の方の声が紹介されていましたけれども、生まれて初めて、こういう水害というか、川が氾濫したというのは、70年、80年の人生というか、生まれて初めて見ましたと。こういうことが起きているわけですね。</p> <p>考えてみますと、平成17年9月に杉並区は大変大きな水害をこうむりまして、そのときの記憶というのは、いろんな形で生かされているわけですが、私も思い出しますと、当時、その日は震災救援所での震災訓練をやった日曜日だったんですね。で、無事に震災訓練が終わって、さあ、一杯飲もうということで、みんな三々五々それぞれ解散して、自宅のほうに帰っていった。そうしたら、6時過ぎぐらいから暗雲立ち込めて、にわかにも猛烈な雨が降ってきて、そして時間100ミリを超える雨は、当時は、杉並区内では、もう地面では吸収できないということで、荻窪地区を中心に、何十年ぶりという都市型水害が発生したわけですね。</p> <p>そういう災害の経験も我々はしているという中で、大震災も含め、災害はいつ起きてもおかしくない状況の中で生活しているわけですから、震災救援所の訓練等も、ことしは本気でやってほしいなと思っておりませんが、きょうは特に要配慮者の搬送という問題を中心に、本当にこういうことができるのかという視点で、改めて皆さんの地元なり組織なり、現場の立場からご意見を伺えればと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、まず第一部会の会員の方で若干異動があったようですので、事務局から、よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>皆さん、おはようございます。今年度もどうぞよろしくお願いをいたします。委員の皆様について変更はないですが、管理課長が異動でかわっておりますので、課長のほうから一言ご挨拶をよろしくお願いいたします。</p>
保健福祉部管理課長	<p>この4月1日から管理課長を拝命しております、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
座長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、既に資料はお手元に配付されているということですので、議題に沿って、事務局からご説明をお願いします。</p>

それでは、資料の確認も含めまして、ご説明をさせていただきます。

事前にご配付させていただきました資料につきましては、第一部会次第。それからあと、資料番号は振ってはいないですけれども、A4横の「平成28年度 検討の課題」。それから資料の1番「平成28年度杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会検討日程」、資料2としまして「災害時要配慮者の支援のための行動指針<安否確認・搬送編> (素案)」というものです。それから、資料3といたしまして「民間事業者へのアンケート結果 (概要)」、平成25年11月実施のものでございます。それから、資料4といたしまして、「【アンケート結果】災害時の民間事業所における要配慮者支援の役割と課題」というものを、事前にご送付させていただいております。

まず、資料番号のございません「平成28年度 検討の課題」という資料ですけれども、これはことしの3月、昨年度末ですね、全体の会、要配慮者対策連絡協議会全体会のほうでお示しをさせていただきました資料でございます。平成27年度の検討内容と、それから平成28年度の検討の予定ということでご配付をさせていただきました。

平成28年度につきまして、第一部会では、1番としまして災害時要配慮者に対する、搬送に関する指針の作成、それから2点目としまして、27年度に引き続き災害時要配慮者に対する避難生活の支援、こちらのほうについて検討していこうということで、当時ご了承いただいたものでございます。

あわせてこちらのほう、第二部会と共通の課題ということで、一番下段に医療依存度の高い在宅療養者の避難行動支援の体制の確立ということで、記載にありますとおり、人工呼吸器の使用の方ですとか人工透析の患者さんですとか、医療依存度の高い方々につきましては、所管をしております災対本部医療救護部、保健所になるのですけれども、こちらのほうと連携して、どのような支援体制を確立していくかというのをあわせて検討していこうというものでございます。

こちらを受けまして、資料1に参りますと、平成28年度、この協議会の検討のより詳しい内容をお示しさせていただきました。

第一部会でいきますと、今申し上げました2点、災害時要配慮者支援に関する指針の作成、それから災害時要配慮者に対する避難生活の支援、こちらを改めて検討していきましょうということになっております。

検討時期につきましては、右に四半期ごとに振ってありますので、今回が一度目ということで、8月開催でこの1番と2番につきまして検討してまいろうというものになります。

こちらを今回お示しさせていただくに当たりまして、何もないと、当然その議論もなかなか進まないであろうし、意見も出づらいであろうということで、同封させていただきましたのが資料の2番でございます。「災害時要配慮者の支援のための行動指針<安否確認・搬送編> (素案)」というものでございます。

きょうは席上には実はご配付をさせていただいたのですが、以前に同じような形式でつくったものがこの黄色い指針になります。平成26年5月、こちらの協議会では、その前年度、平成25年度にさまざま検討、ご議論いただきましてまとめた結果を、26年度に発行したものでございます。当時は法改正直後でしたので、こちらの地域防災計画を変更しておりませんでしたので、災害時要援護者という呼び方だったので、要援護者の支

	<p>援のための行動指針ということで、平常時の備え、平常時の取り組みから安否確認までというものを、こちらのほうに記載させていただきました。これは発行後、ご参考までにとということで、当協議会でもご配付させていただいたのですが、今回この第2弾というような扱いで、搬送までの中身をご議論いただきますので、今回お配りをさせていただきました。</p> <p>続きまして、資料の3番ですけれども、民間事業所へのアンケート結果、平成25年11月実施というものでございます。こちら、実は平成25年度末、26年3月に開催をいたしました当時の要配慮者協議会にお示しさせていただきました資料でございます。当時の第二部会の方々を中心に、実際、災害が起きた際に、具体的に区の安否確認、震災救援所で行う安否確認について協力できる事業所ですとか、それからあと避難者の受け入れに対して協力できる事業所等々につきまして、区でアンケートをとりました結果を、こちらのほうをつけさせていただきました。今回の指針の検討、ご意見をいただくに当たりまして、参考になるであろうと思ひまして、今回同封させていただきましたものでございます。</p> <p>ちなみに26年3月以降にも、27年8月に第二部会の民間事業所の方々が入って、こういった議論を進めておりますので、その際にもお配りさせていただいております。</p> <p>資料4でございますが、平成27年度に第二部会のほうで議論を進めるに当たりまして作成いたしました資料でございます。8月にこの役割、それぞれ事業所が持つ役割について、具体的な支援、それからその課題、それに対する区の対応というのを皆様方にご意見として出されたものを、区の対応までを含めて、1月の協議会で第二部会にお示しをさせていただきましたものでございます。資料3同様、こちら指針の検討に当たりましては参考になるというふうに思われますので、今回同封をさせていただきました。</p> <p>資料についての説明は、以上でございます。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、もう皆さん資料をお目通しいただいていると思うのですが、資料2から、補足説明のようなのはないですかね。</p>
事務局	<p>では、事務局のほうからこの資料2について、いま一度、補足も含めまして、細かいご説明をさせていただければと思います。</p> <p>まず、26年5月に作成いたしました黄色い指針で、平常時の備えから実際安否確認までということで、指針のほうを作成させていただきました。こちらを作成した趣旨が、現在、区内に65カ所ございます震災救援所、こちらのほうの震災救援所の業務の一つとして、たすけあいネットワークに登録している要配慮者の方々の安否確認を行うというのがその一つになっているわけですが、安否確認までの手だてと申しますか流れについて、65カ所の震災救援所では、基本的に本来、差がないほうが望ましいということで、安否確認という行動につながるまで、具体的に平常時からどのような取り組みをしていけばいいかというのを、指針という形でお示しさせていただきましたものでございます。</p> <p>おめくりいただきますと、実際その当時、要援護者、今は要配慮者といいますが、この方々はどのような方々で、実際平常時についてはこういった</p>

取り組みをしていただきたい、災害が起きた際にはこのような形で動いていただきたいというのを、家族の方、周りの方々も含めて、その取り組み内容を記載させていただいたものでございます。

今般お示しをした、この新しい素案となります、その指針ですけれども、昨年度末に協議会のほうにお示しをさせていただきましたとおり、新しい、搬送に関する指針を作成しようということで、今回、事務局のほうで、素案という形でお示しをさせていただきました。

本来であれば、搬送というのがメインのテーマにはなってくるのですが、そこに今回、実はあえて安否確認を重ねて入れさせていただきました。これ、入れた理由が、防災課の職員と同様に、私どもも担当を分けまして、65カ所全ての震災救援所にお邪魔させていただいて、連絡会、訓練と一緒に参加しているのですけれども、安否確認、救援所で行う安否確認のこの行動、作業というのが大分浸透してきております。

実際、年度の初め、5月に皆様方、連絡会の会長とそれから職員の所長向けに行う会長・所長会という震災救援所向けの大きな説明会があるのですが、こちらのほうで前年度の取り組み内容というアンケートの項目の中にも、この要配慮者に対する取り組みをどういふことをやったのかというのがありまして、ここでも取り組んでいる学校というのが年々着実にふえていくということになっております。

私が担当している各学校でも、そこの学校に所属している民生・児童委員の皆様方が中心になりまして、実際、登録されている方、もしくは例えば町会長の方がおかわりになったりして、実際、安否確認の作業そのものを行ってみようというような動きが非常にふえてきております。

ここまで大分定着してきたこの安否確認に対する作業ですので、指針をつくる際に当たっては、いま一度こちらのほうに記載することによって、意識の浸透を図ってまいりたいというふうに考えております。そういったことで、あえて今回、前回同様、安否確認の件も含めて、こちらの案には記載をさせていただきました。

その後、実際、搬送ということになるのですけれども、大きく搬送先というのが、皆様方の連絡会にお邪魔して議論を重ねていきますと、大分限られてくるのではないかと。区のほうで区内の病院と連携して設置いたしました緊急医療救護所ですとか、震災救援所の先の施設となります第二次救援所ですとか福祉救援所。こういったところに、具体的にどうやって、運んでいこうかというようなことが大分絞られた課題となって出てきているように思われますので、そのあたりを中心としまして、今回こちらの案に記載をさせていただいております。

先ほど部会長からご説明がありましたとおり、皆様方に参画して下さっております救援所ですとか、それからそれぞれ団体の活動の中で関係するところについては、ぜひご意見をいただいて、こちらの指針をよりよいものにして、また改めてご配付していきたいと考えておりますので、ぜひとも忌憚のないご意見をお話しいただければと思います。

私からは以上です。

座長

それでは、今、事務局から説明がありましたけれども、この行動指針の素案をごらんになって、率直なところ、どういうご意見、お考えをお持ち

委員	<p>か、もし何かあれば、ぜひお願いしたいんですが。</p> <p>この指針の検討に入る前に、おとといの大雨のときに杉並区でも救援所をつくったんですね、たしか。その後、もうあふれそうだという話を、区役所にいたときに聞いたので、その辺がどうなったのかをちょっと教えていただけますか。</p>
防災課長	<p>幸い、環状7号線の地下にトンネルを掘っているわけですが、そちらを東京都があげまして、水を21万立米ですかね、入れまして、あふれることはなくなりました。</p> <p>また、避難所を6カ所。通常5カ所ですが、多く降りそうだったので、もう1カ所ふやして、6カ所で避難所を開設したんですけども、実際避難された方というのは、いつも来られる方ですが、2人ほど来たというような報告はありますけども、溢水はなかった。</p> <p>また、内水のような被害もなく、ただ半地下になっているところが2カ所ほど、水が入ったというような報告が来てございます。</p>
委員	<p>さっき部会長のほうから話があった17年のときには、たしかあんさんぶる（荻窪）の駐車場が環八のところも、線路下が多分冠水したと思うんです。それはなかったんですか。</p>
防災課長	<p>なかったですね。</p>
座長	<p>よかったですね。</p> <p>要するに、私が最初にお話ししたのは、油断しちゃだめだということですね。今晚だって起きる可能性があるわけですから、役所の人は常に緊急に招集をかけられて、皆さん防災服を着て、場合によっては泊まりということで大変だと思いますけども、地元の地域の方は、情報がどうなっているんだろうということで、いつも情報がなかなか行き渡らない中で、みんな不安な思いで過ごしているというのは、11年前と変わっていないわけですね。だから、よく役所の担当の人たちも想像力を発揮して、どうなっているのか、どういう行動をすれば的確に対応できるのかということをよく考えて対応していただきたいなというふうに思いますけど。</p> <p>とりあえず、この素案に沿って、何かご意見があれば。どうぞ。</p>
委員	<p>いろんなところで震災救援所の体制が進んでいるということについては、本当に感謝しています。ただ、この素案の4ページですか。この下の⑥で、震災救援所から第二次救援所とか福祉救援所とか医療救護所に搬送する方法が、震災救援所に備蓄しているリヤカーとか車椅子というふうに書いてあります。これが実際に可能かどうかというのを試したのかどうか、まず聞きたいと思います。</p>
防災課長	<p>今、各震災救援所の震災訓練の中で、備蓄品、リヤカーを实际組み立て、または作動させて、実際、ダミーで人を乗せて動かしてみているという訓練はふえてきています。</p>

委員	福祉救援所まで。
防災課長	<p>いや、それはないですね。</p> <p>あともう一つ、私どもで、ことしの3月でございますけれども、車椅子に取りつける、人力車みたいなこういうバーを一つ、震災救援所にワンセット用意しまして、それをつけますと、車椅子の前輪を上げて、後輪だけで運べるという形の器具も用意させていただきましたので、今後これを使った搬送訓練をしてもらいたいと考えています。</p>
委員	レッカー車みたいな感じになるわけですね。
防災課長	そうですね。
委員	<p>私みたいな車椅子とか、簡易電動みたいな車椅子だったら、救援所から第二次救援所とか福祉救援所まで行けるところはあると思うんですよ。全ての震災救援所に全部集めるわけでしょ、必要な人は。前から私は、医療的なものが必要な人は、直接、福祉救援所に行かせてほしいと。そうすることで、福祉救援所も、ああ、こういう人が来るんだなというのはあらかじめ人数とか人間が把握できるから、ぶつかりが少なくなったり用意もしやすいんじゃないかという話をしているんですけど、なかなかそういかないで、いまだに、まず震災救援所に行って、ここではだめだとなったら第二次救援所に行って、そこからまた、ここでもだめだとなると福祉救援所に行くという。たらい回しではないけれども、ワンストップじゃないですよ。必ず段階を踏まないといけないとなると、その間を全部搬送しなきゃいけないわけですよ。</p> <p>例えばそれぞれの中学校、小学校で、第二次救援所までどれぐらいの距離があるのか、あるいは医療のあるところまでどれぐらいの移動時間とか距離が必要なのか、人手がどれぐらい必要なのかということ考えたときに、リヤカーといっても、レッカー車みたいなのをつければ、すつと行くと思うんですけども、ALSとか全身性障害者の場合だと長くなるわけですよ。こんな、1メートル半ぐらいの。それを、ずっと延々と、まず第二次救援所まで運んで、ああ、ここではだめだとなって、また福祉救援所まで運ぶという、そういう二重手間、三重手間をやっぱり減らしていく努力をしないと、震災救援所の人も、せつかく第二次救援所まで連れて行って、何だここじゃだめなのか、どこへ行けばいいんだ、という話になってくる。手間とロスをこれから減らしていく検討をするべきじゃないかな。</p> <p>私の案は、医療的なケアが必要な人は、最初から福祉救援所に行く、あるいは医療救護所に連れていくという方向で検討すべきじゃないかなと思うんですけども、このリヤカーと車椅子で搬送だと、運ぶ人がすごい大変じゃないかなと思いますし、その距離、震災救援所と第二次救援所あるいは福祉救援所との距離を調べて、それが可能かどうかというのをリヤカーで実際に福祉救援所まで行ってみるという体験をしないとイケないんじゃないかなと思います。</p>

座長

はい。ありがとうございました。

今の委員のご指摘。ご意見については、重要な課題があると認識しておりますので、役所も、余り硬直的に、しゃくし定規に考えないほうがいいと思うんですね。ここの素案の中の、震災救援所、第二次救援所、福祉救援所の解説の書きぶりを見ると、非常に易しく書いてあるんだけど、具体的なイメージがなかなか持てない。

例えば、5ページの第二次救援所。第二次救援所あるいは福祉救援所でもいいんですけども、この第二次救援所の例として、①の2行目に、どういう人がこの第二次救援所を利用するのかと。まず、一つのパターンは、「音に敏感で静かな環境がないと心身状態が悪化する方」。どういう人ですか、イメージしているのは。知的障害者ですか、精神障害者ですか。あるいは、神経質な人ですか。

それから、「一般者用トイレが使用できない要配慮者」。これまた、どういう人をイメージしているんですか。高齢者、要介護2とか3の人。この書きぶりだと、何だかよくわからないけども。

そして、つけ足しのように、「授乳中の乳幼児やその保護者」。これもわからない。要するに、乳児を保護しているお母さんは、最初に第二次救援所に行くということですか。いろんな家族のパターンがあるから、大家族の人もいるだろうし、ご主人がいる方もいるだろうし。

漠然と読むと何となくわかるけど、一体、第二次救援所というのは誰のためにあるのかというのがだんだんわからなくなってきちゃう。

ここの福祉救援所のところの解説の①、高齢者や障害者にとって比較的に利用しやすい環境になっていますということは、今、委員がおっしゃったように、高齢者や障害者の方は最初から福祉救援所に行ったほうがいいんじゃないかと、当然思いますよ。そのほうが、一旦震災救援所に行って、いろいろ周辺の人に迷惑をかけたか、自分にはなかなかそういうところが落ちつかないというような人は、最初から福祉救援所に行くという、そういう意味なんですか、そういうふうに理解していいですか、ここを。そういう疑問が出てくると。ね。

で、いろいろ皆さんのご意見も出していただくために私がいろいろ指摘をしたいと思うので、別に事務局を責めるわけではないので、聞いていただきたいんですが、まず2ページの6行目ぐらいに、このたすけあいネットの制度開始時の19年12月は1,523人だと。28年6月は9,300人を超え、「災害時に支援が必要となる区民の方も着実に増加しています」というこの表現は、何かちょっとおかしいなと。

さっきの説明だと、資料4の区の対応のところ、2万5,000人全部やると言っているじゃないですか。本当にやるの、2万5,000人で。もしそういう基本的な前提のもとであれば、もう少し書き方は慎重にしていと思うし、それから定義のところも、我々はある程度議論をしてきた経過があるので、何となくわかりますよ、その要配慮者というのがね。そしてそれが現実にどのぐらいの方がいるのか、どういう人がその対象者なのかというのは、もう少しここには具体的に書いたほうが私はいいと思います。

それから、次のページで、さっき災害時要配慮者③なんですけど、「自宅以外の病院又は親族宅などに自主的に避難した場合、介護事業者や訪問看護事業者など日常的に支援を受けている事業者等へ避難先を連絡しま

す」と書いてあるけど、これ、現実的じゃないと思いますよ。安否確認には必要なことだけど、もう少しこれをフォローするような仕組みが必要だと思います。命からがらどこかの病院に入院したり、あるいは遠くの親戚に避難した人が、わざわざ介護事業者や訪問看護事業者に、私は無事ですなんていう連絡はしないと思いますね。私の経験から言って。そういうことも、現実的に即して考えてほしいと。これは否定はしないけども、これをフォローするような仕組みが必要だということ。

それから、その震災救援所の②のところには、救護支援部長という肩書が出てきますよね。これは、65カ所あるそれぞれの震災救援所で、全て固有名詞で、救護支援部長は、例えば遠藤とか全部決まっているわけですね。その人は巡回コースをちゃんと理解しているというか、自分で認識しているんですね。ここでは、事前に設定された巡回コースを基本にと書いてあるけど、本当にそうなんですか。これは、チーム3名以上で巡回するようにその部長が指示をすると書いてある。だから、本当にこういう状況になっているのかどうか、そこが本当かなと。

それから、4ページの上に（安否確認）シールの見本があるじゃないですか。これは、全く知らない人が見ると、何の済証なのかわからない。「安否確認をしました」とか、そういうことが書いていないと、検査済証みたいな感じで張ってあって、ここにマル済だけ書いてあるようなシール、今までこれでいいと議論の上でこうなったのかもしれないけども、改めて見ると、何のシールかわからない。きちんと安否確認シールということがわかるような表示をすべきだと私は思いました。

それから⑤のところに、「発災時における安否確認及び避難支援にあたっては、「夜間の行動」「単独行動」「火災発生区域の侵入」といった危険を伴う行動は控えるなど、二次災害を防止し、安全管理に配慮する」と。この夜間の行動というのは、例えば冬の夜7時に大震災が発生した場合、夜間の行動をしなければ、助かる命も助けられないじゃないですか。これはどうなのかなと。実際に安否確認や避難支援を行う人の安全確保という点は大事だけど、夜間の活動を全てやらないというのはどうなのかなと私は思いました。

それから、震災救援所からの搬送については、委員と同じようなことを考えましたけども。

そして、福祉救援所の5ページのところですね。③のところですけど、例えば私の勤務する浴風会は、老人ホームが六つあって、病院が一つありますね。ですから、福祉救援所であるわけですけども、業務は継続して行われています。業務が一旦中断するという事はあり得ない。老人ホームとか、あるいは病院もそうですけど、業務が一旦中断して、福祉救援所の対応が全てになるようなことは、絶対にあり得ない。だから、業務を再開するというようなことはあり得ないですね。これは現実的ではない、この書きぶりは、もう少し実態に即して考えなければならぬかなと思います。

この③ですけど、「開設している福祉救援所が本来業務の再開に向けた活動については、区と事業者とで時機について協議を行います」と書いてあるけど、こんな協議をしなくても、その本来業務はやっているわけですよ。だから、そういうことをあるということ为前提に、ここにはそういった説明が必要だということ。

委員

それから、6ページの民間事業者については、私どもはわかるけども、どういった人たちが想定対象者なのか、例えば訪問介護事業者とか訪問看護事業者とか、あるいはデイサービスの事業者であるとか、そういったこともわかるように、具体的に書いたほうがいいと思いました。

それから、7ページの③の3行目なんですけど、「必要に応じて災害対策基本法を根拠に」と突然法律が出てくるんですけども、もう少しわかりやすく、一般の人に。どうしてそういった法律を根拠にしてやるのかということも含めて、丁寧に書いたほうがいいと思いますし、④の「要配慮者の安否確認結果については、各救援所に設置されている校務パソコン」、これは学校の職員室に置いてあるパソコンのことですか。その「校務パソコンを使用した災害時要配慮者支援システムに入力し」ということが、平常時でもその校務パソコンをいじれるというか操作できる、震災救援所の方たちが、そういった状況、能力があるのかどうか。そこはちょっと把握されているのかというふうに、いろいろ、ざっと読んで疑問な点や、ちょっと質問等も含めて、私なりの感想を今お話ししました。

今の私のような意見を踏まえて、皆さんごらんになって、本当にこれでもいいのか、あるいはもう少し具体的に対応が必要なのか、そういうことをぜひご意見いただければと。今のは私のいわば一方的な、予断と偏見に満ちた意見ですので、これについてどうこうということは申し上げませんが、皆さんの中から今私が指摘したような点、それ以外の点に関連して、ご意見をいただければと思いますので、遠慮なくお願いします。

、2ページ目の一番最初に話があった、災害時に支援が必要となる区民が増加していますと。要するに9,300名というのは、支援を、手を挙げたということだから、案なんですけど、「9,300名を超え、災害時には支援を求めている区民の方も着実に増加しています」という書き方にすれば、より正確な内容になるかなと思いました。

そうすれば、9,300名は支援を求めている方なんだと。必要としている人は、さっき部会長が言ったような、最終的には2万5,000名なのかもしれませんけど、でも2万5,000名というのは、区のほうで要介護幾つとか、そういう形で、一方的にある意味で決めつけた数字であって、実際には、その中には、私は支援は要らないよという人がかなりいるかなと思うので。

ですから、この9,300名という数字は、私はあと5,000名もふえたらもう満足というか、大正解じゃないかなと思っています。2万5,000名全員が支援を必要としているとは思わないので、この数字を無理やり上げていくということはないと思います。むしろこの9,300名の、手を挙げて支援を求め人に対して、必要な支援をやっていくのが大切かなと思いました。

それから、先ほど言われた——あとちょっと心配なのが、3ページ目の震災救援所で、「被災者等から協力者を募集し安否確認の活動態勢を整える」というのは、これは実際集まってみないとわからないという形で、震災救援所によって、いっぱい集まるところと、本当に3名とか4名集まればいいところとのかなり格差ができるんじゃないかなと思いました。

それから、安否確認シールは、これは、ほんと、難しい。前に話が出たように、留守ですとは書けないということで、「安否確認済み」と入れるのがいいのかどうかというのは、ちょっと。ただ、このマル済だけだと、

	<p>確かにわかりにくいかなというのはあるけれども。この辺、ちょっと私も、最終的なこの案になったときにちょっと参加していないのでわかりませんが、「安否確認済み」と書いたほうがイメージ的にはわかりやすいかなとは思いました。</p> <p>あと、夜間の活動については、今、部会長が言ったとおり、夜間の活動をここに入れないほうが。入れなくても、「「単独行動」「火災発生区域の侵入」といった危険を伴う行動などは」とか、もし夜間の活動をイメージするんだったら、「行動」の後に「など」と入れていけば、夜間の活動も入っているよということを示唆できるのかなと思いました。</p> <p>またさっきの話に戻りますけど、たしか去年かおとしの話で、電源を必要としている呼吸器障害者については、保健所でたしか数を把握して、その人たちが、停電になったときには、こういうふうな形で対応をとるといふのを何か対策を決めた、あるいはつくったと記憶しているんですけど、そこはどうなったのか、ちょっと。その人たちも含めて震災救護所に行く必要があるのかどうか。どこどこへ行くといふのを何か決めたような話を、2年ぐらい前ですかね、聞いたような気がするんですが。</p>
健康推進課	<p>在宅人工呼吸器の療養者の名簿はこちらで把握しております。その中でも、ALSの人に関しては、災害時の個別支援計画を立案しております。で、ほとんどの方については、ALSで人工呼吸器を使用している方の災害時の個別支援計画は、既にほとんどの方で作成済みになっております。</p>
座長	<p>何人ぐらいいらっしゃるんですか。</p>
健康推進課	<p>30名から40名の間だったと。ごめんなさい、はっきり、しっかりした数を出していません。</p>
事務局	<p>補足で説明をさせていただきます。</p> <p>今ご説明のありました、例えばALSの方ですとか、いわゆる重度の神経難病の方々、いわゆる寝たきりの方々については、医療依存度が高いということで、いざ災害が起きたとき、じゃあ電源はどうするのかですとか、その他もろもろについては、全て文書で計画化を行っているんですね。これは、計画の策定については、区のほうも一部、保健所を中心にお手伝いさせていただいて、その数が今、区民の方の中でも約30名。で、基本的に希望されない方もいらっしゃるの、そこは家族が面倒を見ますとおっしゃる方もいますので、全員ではないんですが、ほとんどの方が、いざというときにはこういう形で電源を確保しましょうですとか、そのような形、計画が策定済みというようなことになっています。</p>
委員	<p>その人たちは、救護所はどうするの。たしか、もう医療的な病院みたいなところにみんな搬送するみたいな話だったと思うんだけど。</p>
事務局	<p>個別の計画上で最終的にどうするかというのは、それぞれその個人個人の方々の状況によると思うんですけども、必要に応じて、例えば震災救護所に行った場合とかも考えられるとは思うのですが、その際については</p>

<p>座長</p>	<p>当然、ある程度身の回りのものについては自分たちで調達をして、万が一、当然、家屋が倒壊すれば、いられないわけですので、その際には当然震災救援所、その他福祉救援所等について避難生活、そこで避難生活を行うということは当然考えられると思います。</p> <p>資料4の「その他」のところでもいろいろ課題が書いてあるんだけど、「発災時、震災救援所の避難者からボランティアを募ることは非常に難しく、また救護の知識も経験もない震災救援所委員にボランティアは期待できない」。まあ、非常に率直に、正直なところが書いてあると思うんだけど、これに対して区の対応は、「今後、避難者や知識経験のない救援所運営連絡会委員がボランティアを行うことを前提に、実効性のある協力体制について部会で議論していきます」ということなんですけど、これは27年1月。この現状はどうなっているんですけど、この。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらのほうが、実は第二部会でご議論をいただいている内容でしたので、資料については第一部会の皆様方にもお配りはしてはいたんですけども、具体的な形になっているのが震災救援所に昨年度から常備しております安否確認チェックシートというものになります。</p> <p>これは、各救援所、それからこの部会からご意見をいただきまして、震災救援所には先ほど委員もおっしゃっていた手を挙げた方々、いわゆるたすけあいネットワークの台帳に登録をされている方々についての個人情報、名簿が収納されているんですけども、当然この方に対して安否確認を行うと。その際には、当然聞いてくることですか、そういったのはこのボランティアの方々の手をかりたとしても、統一されていないと、聞いてくることにばらつきがあってもいけないということになりまして、安否確認チェックシートというものがありますので、こういったものを参考に聞き取りを、安否確認を行ってくださいということを申し上げていました。ただ、そのチェックシートに記載する内容が、基本的にはその半分ぐらいの個人情報については、もう既に台帳に記載をしているものから抜けるだろうと。同じものを記載して事前に準備をしておけばなお、それはいざというとき役に立つんじゃないかというご意見を部会等々でいただきましたので、それはそうだということで、昨年6月から各救援所にその台帳に記載している人数分のチェックシートを全て用意しまして、今、一緒に収納といいますか、用意をしているというものになります。</p> <p>ですので、いざというときにはそれを使って、それぞれの救援所で安否確認を行っていただくというような形に今なっていると思います。</p>
<p>座長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では実際に震災救援所の運営をされている立場から、ことしも訓練をされているところ、あると思うんですけども、あるいはこれからのところもあると思うんですけど、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。うちはこれから訓練なんですけど、訓練の内容で、昼間に起きた場合は中学生とか高校生を使ってとか、協力してもらって、搬出とかはできると思うんですけど、夜の場合の対策がちょっと考え切れないの</p>

委員	<p>で、皆さんの話を聞かせていただいて。今、我々の震災救援所の委員になっている方たちが、かなり高齢の方たちがすごく多いものですから、もっともっと若い方たちを取り込んでやっていかないと、逆に我々はもう助けてもらう立場なものですからね、どっちかといいますと。ですから、中学校の皆さんとか高校の皆さん、多分私立高校が近くにあるんですけど、その方たちは震災、発災した場合、逆に自宅に帰れない子たちがたくさんいると思うんですね、学校に残って。ですから、その子たちと協力体制をとって、夜をお願いしたいなどは思っているんですけど。</p> <p>私もこれから準備を始めるところなんですけれど、今このいろいろな話を聞いていると、震災救援所から第二次救援所に送る場合に、リヤカーとか車椅子で運ぶというんですけど、実際に震度7になったとき、道路の状態を考えますと、ほとんどこれ、無理じゃないかと思うんですよ。それで、最初から第二次救援所とか福祉救援所のほうにじかに行ってもらうというのも一つの手だと思うし、救援所に集まった人たちをそっこのほうに回す。まあ人が足りないと思いますので、民間業者がいろいろ云々というのはありますけど、そういう人たちが早目に出てくれれば話は別だけど、今我々がやっている学校震災救援所のシステムの中だと、二次救援所に送るということはほとんど不可能なような感じはします。</p>
座長	なるほど。はい。ありがとうございました。
委員	<p>今お話がありましたけど、震災救援所はやっぱり高齢者が多いので、実際に動けるのかどうかというのがとても問題だろうと思うんです。</p> <p>僕は天沼なんですけど、天沼中には116名のレスキュー隊がいるんですけども、天沼小の震災救援所と中学校とのやりとりが実際にはまだできてなくて、中学生にどうお願いするのか。日大二高もすぐそばにあるんですけど、日大二高にどうお願いするのか。そういうところのシステムづくりというんですかね、流れがまだはっきりしていないというのと。</p> <p>これはちょっと余談ですけど、先日救急車を公園に呼びまして、1名の方が倒れたんですよ、ラジオ体操中に。ストレッチャーというんですか、あれを公園の中に入れて、寝かせて、外に出そうと思ったら、余りに重た過ぎて、外に出せなかったんですよ、そのまま。通路がないというのも一つの公園の問題なんですけど。結局持ち上げたんですけども、やっぱり五、六名の人数がいないと持ち上がらない。その6名でどれだけの距離を実際に運べるのかと考えたときに、車椅子であれば、まだ可能性があると思うんですけど、ストレッチャーのように寝かせた状態で、じゃあ、本当に震災救援所から区民センターまでですか、とてもじゃないけど、運び切れないんですよ。そういうことを勘案した、これは案なのかどうかと。</p> <p>これ、もう一つあれなんですけど、熊本地震のときにどこかのテレビでやっていたんですが、遠隔医療を少し考えていると。僕は素人なのでわかりませんが、実際に地方では遠隔医療があると聞いています。</p> <p>ですから、いつも防災課長にはお願いしているんですけども、民間のトリアージと遠隔医療とかネットワークのシステムを組み合わせたような相互のやりとり、ネットワークを使ったそういうことが、どこでも多分や</p>

	<p>っていないと思うんですけど、そういうことが可能なかどうか、何か検討する必要というのが多分あるような気がするんですけども。</p>
座長	<p>その遠隔医療というのは、例えばテレビとか何かで。</p>
委員	<p>そうですね、タブレット等を使って。パソコンを通したりとかということで、実際、地方ではやられていますよね。</p>
座長	<p>それを、熊本で実際にやっているということですか。</p>
委員	<p>いや、熊本と関係があるかどうかわからないんですけど、病院に行かなくても、パソコンで診察という、ネットナビというのを、たまたま見ていたときに画面を映したんですけど、オンライン診療というのがあるらしいんですね。ということがあったので、熊本でやられているかどうかはもう全くわかりませんが、そういう画面が出てきたのをちょっと写真で映したので、実際にやっているところがある。</p>
座長	<p>トリアージというのは、それと関連……</p>
委員	<p>ですから、トリアージも含めてそういうことが。実際にはトリアージできませんよね、民間では。医療行為なので。そのときに、遠隔医療のようなシステムを組み合わせれば、場合によってはお医者さんがタブレットなりパソコンなりスマートフォンで診断をして、じゃあ、直接どこに連れていってくださいということが出来る可能性があるんじゃないかという。 全く素人なので、可能性の話ですけど。</p>
座長	<p>いろいろご提言も含めて、参考にさせていただきたいと思うんですけど。 委員のところはどうでしょうか。今いろいろと、実態というか、震災救済所で、もう既に今年度の訓練をやったところもあるし、これからのところもあるんですけども、今までの議論を踏まえて、いかがですかね。</p>
委員	<p>福祉救済所ですか、この場所がわからないんですね、まず、私たち。</p>
座長	<p>えっ。場所がわからないって、例えば、馬橋小ですよ。</p>
委員	<p>馬橋小です。</p>
座長	<p>馬橋小の近くは、どこ、福祉救済所は。一番近いところは。</p>
委員	<p>結構離れていませんか。</p>
事務局	<p>そうですね。馬橋ですと、さんじゅ阿佐谷。</p>
委員	<p>さんじゅ阿佐谷さんというのは、駅の近くですよ。</p>

座長	阿佐ヶ谷の駅の近くですね。
委員	あそこでいいんですね。わからないと言われてまして。福祉救援所という名前はわかるんですけど、実際に場所がわからないということだったので、あそこでしたら地図を描いていただくとわかるかと思いますが、そういうふうに意外と、何ていうんでしょうかね……
委員	決めておけばわかりやすいけどね。
委員	そうですね。わからないことが。
委員	ここは、救援所はどこにある。病院とかね。
委員	ええ、そうですね。
委員	うん。ホームとか。
委員	それから、二次救援所ですか、行ったときに、専門的なことがないわけですから、そこから、さっき委員がおっしゃったように福祉救援所とかに行くことになるんですけど、そのときの判断とか指示はどなたが。その職員のほうがやっていらっしゃるんでしょうか。
座長	それはどうでしたっけ。
防災課長	そこは区民センターでやっていまして、区の職員が救援隊本隊という形で詰める形になっていきますので、管理職が行く形になっていきますから、それで判断していくという形。
委員	あ、その方が判断してくださるんですね。わかりました。
座長	質問して悪いけど、馬橋小の校務パソコンというのはいじったことがありますか。
委員	ありません。
防災課長	校務パソコンは職員がいじりますので、震災救援所の区民の方がいじることはございません。
座長	ああ。職員って、誰がいじるの。
防災課長	震災救援所の所員です。
座長	ああ。区の職員が必ずいるという前提なわけ。
防災課長	もしもその震災救援所に職員がいらない場合は、救援隊本隊から職員を派

<p>座長</p>	<p>遣すると。必ず職員を派遣する形になっています。</p>
<p>事務局</p>	<p>さっき私がちょっと質問した、「校務パソコンを使用した災害時要配慮者支援システムに入力し、」というのは、これは区の職員がやる。</p> <p>補足で説明をさせていただきます。</p> <p>今、部会長からありました災害時要配慮者の安否確認の支援システムですけれども、今まで震災救援所で安否確認を行っていただいた結果というのは、全て紙の情報でしたので、その震災救援所でとまってしまうんですね。安否確認の結果はその救援所ではわかるんですけど、ほかの救援所、ましてや災害対策本部では、その結果というのはわからない。</p> <p>それは何か手だてがあるんじゃないかということで、実は26年度から検討を進めていたのが、区の、私どもが仕事で使っているパソコンのシステムの中の一つに、GISという地図システムを使って、いろいろ業務に役立てようというのが新しくできました。私どもの使っているネットワークというのは、実は学校のネットワークとは全然切り離されているんですね。震災救援所というのは、学校のネットワークの一部になりますので、そこが実はこのGISという地図のシステムを両方が使えるという仕組みをつくったことで、私どもが使っているこの地図システムを学校でも閲覧できるようになったという利点を利用して、校務パソコンを使って、要配慮者の安否確認の結果を全ての救援所で共有していこうというふうにつくって考え出されたのがこのシステムになります。</p> <p>こちら、操作するのが、今、防災課長からご説明申し上げたとおり、全て職員が行います。実際の安否確認の作業というのは、救援所の皆さん、それから避難してきた皆さんのお力をかりてやるんですけれども、きのう委員がお仕事でやられていたのは、安否確認チェックシート。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>それぞれ個別のものを用意して、結果については職員で集めて、全て学校にあるパソコンを利用して結果を入力する仕組みになっています。</p> <p>実はこれ、でき上がったのが昨年度末でして、昨年度末、この震災救援所の所員全員に対して、こういったものを今後稼働させるので、各救援所で訓練を行う際にはぜひ協力をお願いしますという研修を行いました。今年度、私ども担当がそれぞれの学校に入っていくまして、そういった訓練を行える学校については、ぜひとも協力をお願いしたいということで、私が持っている今11校の担当の中だと、2校が一応この入力までを今年度やってみようということで、訓練の案を今作成しているところです。</p> <p>ですので、そういった形で、いきなり全箇所ではないんですけれども、そういったことで、情報については全ての救援所で同じように共有していこうということで作くり上げたシステムですので、準備が整い次第、さまざまところで、そのような形で稼働させていければということで取り組みを進めているところです。</p>
<p>座長</p>	<p>あれでしたっけ、GISの機能を活用したいいわゆる災害時要配慮者支援</p>

事務局	システムというのは、もう立ち上がっているんですね。
座長	はい。
事務局	<p>で、そのパソコンを開けば、一応、今現在の9,300名がそれぞれの地図の中に全部落ちているわけですね。見れるわけですね、それぞれ。そういう状況になっているわけね。</p> <p>はい。で、こちら、操作するのが職員なんですけれども、当然救済所の皆さんにはお知らせしていかなければいけませんので、今の段階ですと、訓練の内容を立案する際に、こういったことをやっていきますのでぜひ協力をお願いしたいというのを、私どもから救護支援部の方々を中心に話をさせていただいております。</p> <p>それから、このパソコンのありかについては、当然学校ごとで全て違う場所に鍵をかけて置いてありますので、台帳がしまっているキャビネットの中に、ここの学校のパソコンはどこにしまっているというのを全て図面でしまっています。例えば馬橋小ですと、事務室の誰のパソコンを2台使いますと。これが四宮小ですと、職員室のこの先生が使っているこのパソコンを2台使いますと。全て学校ごとに調査をして、使う機種まで一応選定をしていますので、そちらについて、どこの鍵を使って開けて使いますというのを65カ所全てで今準備を整えて、今後稼働させていこうという状態になっています。</p>
座長	はい。ありがとうございます。
座長	いろいろ議論というか意見が出ていますが、どうですかね。
委員	<p>私の民生委員の担当地域で、ALSの方がいたんですよ。この方が5月に引っ越ししまして、どこへ引っ越したかという、練馬区へ引っ越したんですね。すぐ近くのところなんですよ。それは看護、介護の事業所がやっぱり近いところでない、急に全部変えてしまうと大変ですから。</p> <p>引っ越したときにいろいろ調べて、引き継ぎでもないんですけども練馬区に話に行ったときに、いろんなことがわかったので、ちょっとお話ししたいというか。ただ、その人が行ったときに、本当に震災が起こったときにどうしようかというのを私個人的に思っていたんですよ。</p> <p>福祉救済所が、すだちの里ですから、割合近いところなんです。もう、だから直線距離にして400メートルぐらいのところですから、まあ何とか運べるんじゃないだろうかという、個人的には思っていました。今回は引っ越して練馬へ行きましたので管轄外になりましたけど、どうするんだろう。今でもパソコンでやりとりを彼とやっているんですが、そのときに調べたら、一番最初のほう、2ページの「はじめに」というところの、委員からご指摘があったと思うんですけど、9,300名という話ですよ。で、区でつかんでいる2万5,000名の原簿がある、と。ここの原簿のところは、介護は1から5まで。要支援は含めない。で、障害者は1級から3級ですか。</p>

	<p>ね。1級から3級。全部入っているんですよ、結構。</p> <p>練馬のほうは、ほかの区のことを言って悪いんですけども、別にどっちがいい、悪いじゃなくて、やっぱりそこの介護の度合い度が1から5までないんですよ。少し軽い人は抜いているんです。それから、障害者の人も同じなんですよ。その人を対象にやっているのが練馬であって、区のほうが全部やっているという話で、2万5,000名までいくのは結構大変だなというように。やっぱり、転居があったり、亡くなったりして、だんだん増減はありますけども、さっき委員が指摘されたように、1万5,000名ぐらいでいいんじゃないだろうかというような話は、これ、もう一回見直しする必要があるんじゃないかなという感じが我々もするんですよ。まあ、これはわかりません。どれがいいかというのはここでは判断できませんけども、それが一つありました。</p> <p>もう一つは、3ページの、これはいつも思うんですけども、「被災者等から協力者を募集し、」というところね。これは我々民生委員としてという話もあるし、町会としてでもあるんですけども、町会の中でもよく顔を知って、いろんな人とコンタクトをとれると、おまえやってくれよという話が結構できると思うんですよ。ただ、ここが具体的に「協力者を募集し、」ということで終わっていますので、本当にパニックって、みんなわあっと救護所へ来たときに、本当にどう收拾するのかという、震災所の所長とか会長が全部押さえ切れるかどうかという、なかなか難しい問題だと思うんですよ。そこに障害者とか要介護者もいっぱい来ますからね。これがやっぱり難しい問題で。常日ごろの、協力者を求めるような活動がやっぱり日々の活動で必要じゃないかなという。ただ、書けば簡単です。1行で済みますけども、ここは結構大変だなというような感じはしました。</p> <p>もう一つは、これは私の怠慢なんですけども、3ページの下の方の震災救護所の②ですね、②救護支援部長、私は救護支援部長なんですけども、四宮小学校の、救護所ですね。ただ、いつの間にかその部長になっていたというの、これは「なってください」という形で言われていたんじゃないかと、いつの間にか名簿の中に、部長になって、載っていたんですよ。これは、もう二、三年前です。ただ、「事前に設定された巡回コースを基本に、各チーム3名以上で巡回し、」と、やっていないので、結構怠慢だなと、今反省しているんです。</p> <p>ただ、さっき会が始まる前に話していたら、馬橋小はできているような雰囲気だったので、やっぱり震災の救護所によっても違うんだなという。ただ、設定された巡回コースというのが全然私はもう把握できていませんので、で、四宮小学校の名簿は、台帳はやっぱり160名ぐらいいるんですよ。何もやっていないのはまずいかなという感じがしています。</p> <p>ただ、その救護支援部長になりなさいと言われたということもないし、それから巡回コースを基本に頭に入れているということもないしというのは、そこは指示しなきゃいけないかなという反省をしております。</p> <p>座長 ありがとうございます。</p> <p>委員 いかがですかね。今までいろんな話が出ました。</p> <p>いろいろ聞いていると、皆さん一生懸命やっているなと思うんですけど</p>
--	--

	<p>も、私のところはまだ訓練はこれからなんですけど、一応迎えに行くということで、形だけはやっているんですけども、そんなに一生懸命やっているわけじゃないんですよ。</p> <p>それで、この届け出た人はいいんですけど、例えばうちのほうは住宅街で、ひとり暮らし、それから空き家とか、そういうのが多いんですよ。それで、自分で自分のことをできなくて、町会のか——何ていうんですか、あれ。協力者がいて、電気の取りかえだとか、それから掃除だとか草むしりだとか、いろいろしてあげるといことを言っても、来なくていい、と。結構です、と。その子供のほうから、別に住んでいるんですけど、うちの母親のところには行かなくて結構だよと断られちゃうことが多いんですよ。そうすると、助けに行くにも行かれないし、どこに誰が住んでいるかというのもよくわからないんですよ。そういうことがあるから、何ていうんですかね、行動を起こせないというかな。</p> <p>そんなことで、とりあえずは、その訓練のときには、わかっているところには、道のりを覚えるために、場所まで行って帰ってくるということで、本当に形をやっているというような感じなんですかね。まだ余り真剣に動いてはないよね。</p>
座長	<p>まあ、これからですから。よろしくお願ひします。 いかがですか。</p>
委員	<p>今、皆様方のお話を聞いておまして、やはり各震災救援所は高齢化してきて、非常に、機能していないところ結構あるということなので、これは杉並区町会連合会でもいつも議題に出しているところの一つなんですけど、地域の活性化ということで、何とかできないんだろうかということやっておまして、今回も第2回目として、そういう会を設けまして、やっていこうと思っているんですけど。</p> <p>僕がこれ、試案なんですけど、まだこれはどこにもお話ししていないことなのでございますけども、PTAさんを活用させるということが僕は一番大事じゃないかなというふうに思っているんです。学校の生徒さんとか高校生とか大学生とかという方はいらっしゃいますけど、それは昼間は機能しても夜はちょっと機能してくれないんじゃないかと思っておりますので、井出教育長がよく言うておられますように、地域は学校を育てるということをよく言われておりますが、それに携わるPTAの皆様方が町会行事に対して協力してもらうことが、一番その若返りになる一つの方法じゃないかなというふうに思っております。そのことは、今後これから町会連合会の中でもテーマとして挙げていきたいと。それで、それを区の教育委員会でもある程度取り上げていただければ、震災救援の力も大変上がってくるんじゃないかなというふうに思っております。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>そういうご意見もあるわけですが、地域課長としてはどうですかね。指名してあれですけど、教育委員会って、いろいろ協力はしてくれるし、今話が出たように、井出教育長は「いいまちはいい学校をつくる」とか、いつもそういうポリシーでやっていらっしゃるから、それはそれですばらし</p>

	<p>いと思うけども、それぞれの学校現場に行くと、その学校の校長なり教員のレベルで、協力するその対応の仕方とか、いろいろ違うとは思いますが、今お話に出たように震災救援所の委員もだんだん高齢化していて、新しい人が入って、若い人が入ってもらうという、すぐにはなかなか難しいかもしれないけども、例えばPTAのようなところに協力を求めていくというようなことは、どうですかね。</p>
地域課長	<p>私が言ってもいいんでしょうか。</p>
座長	<p>防災課長でも結構です。</p>
防災課長	<p>今、震災救援所によって、PTAが主体になってやっているところもございませう、実際。</p> <p>あと、先ほどの資料4であった課題のところ、ボランティアを募って云々と書いてありますが、去年、ことしと、防災リーダー養成講座ということで、震災救援所の役員の方とかと一緒に、震災救援所運営連絡会に、HUG訓練をやっていた中で、救援所の役員の方も人間ですから、不眠不休でも3日しかもたないと思えますよね。やっぱり4日目は寝なきゃいけない。震災救援所に来る方は、皆さん健康な方も屈強な方もいらっしゃいますから、その方をボランティアというか、震災救援所と一緒に運営していくよという形を今周知を図っていますので、この震災救援所に来た方は、被災者の方は、一緒になって避難所を運営していくんだという気持ちを、ルールづくりをしていきたいなと今考えていますし、やっていかなきゃ震災救援所を運営できないというふうに思っていますので。</p>
座長	<p>はい。どうもありがとうございました。防災課長の言われるとおりでと思いますのでね。やっぱり区が、いろいろな手法というか、いろいろ事業等を通して、そういった防災リーダーなり、関心を持ってもらって、ましてや中学校のレスキュー隊みたいなものは、10年前、15年前に比べたら確実にふえていますし、戦力にある程度なっていますよ。だから、そういう意味で、ちょっと語弊がありますけれども、諦めないで、これはそういう震災救援所の強化ということに、区も、それから実際に現場で活動されている各震災救援所のリーダーの方も、もうとにかく大震災が必ず起きるといって、そういう前提のもとでこつこつやっていくことが大事なのかなと。可能な範囲でという言葉は繰り返し出てきますけれども、可能な範囲でこつこつやっていくことが重要なのかなというふうに思いました。</p> <p>今改めて全員の方に聞いたんですけども、管理課長としてはいかがでしょうか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>確かに実現可能性という意味では、もう少し詰めなきゃいけないなという点もある一方で、指針ということなので、冒頭にもありましたように、余り硬直化しないような書きぶりでないといけないかなというふうに考えると、どのあたりで、何というんでしょう、落とすところといいますか、どのあたりをゴールにするのかなというのが難しいなと思いついておりました。</p>

座長	<p>はい。そうだと思いますね。余り具体的に詳細に書いても、そういった事例については当てはまっても、そうでない事例も多々あるわけですから、やはり柔軟な、臨機応変な対応というのを求められるので、そこは考慮に入れて、ぜひ素案をつくっていただきたいと思いますんですが、この素案自体は今後どういう流れで決まっていくんですか。</p>
事務局	<p>はい。きょういただきましたご意見のほう、もちろんそれぞれ項目ごとに反映させていただきまして、明日、実は第二部会のほうでも同じようにこちらのほうについてご意見をいただく予定です。今後、部会、年度内にいま一度、1月に次回開催する予定ですので、そのときにこの今回にいただいた意見を反映したものを改めてお示しして、そこでまた確認していただきたいというふうに考えています。</p>
座長	<p>パブコメみたいなことはやらないでしたっけ。特にやらないの。</p>
事務局	<p>はい。これはあくまで指針ですので、冒頭にも実は書いてあるんですけども、さまざま救護所の中では、実はこの取り組み以上に進んでいる救護所も正直あるんですね。ですので、なるべく平準化を図りたいということで、このような取り組みをお示しして、参考に取り組んでいただきたいという位置づけですので、特にパブコメとかは、予定はしておりません。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございました。 何か。どうぞ、どうぞ。</p>
委員	<p>よろしいでしょうか。先日、防災リーダー講習会のときに、HUG訓練がありまして、その中でちょっと気になったことがありまして、その中の一つ、医療救護所、病院ですよね、運んだときに、満杯だからといって断られたという、何かあったんですね。実際にあの先生にそういう問題があったんでしょうかと聞いたら、ありましたというお話でした。ですから、もし、例えば病院に搬送して、いっぱいだからと断られたときに、震災救護所にまた持って帰れるというか、そういうことはできませんので、そういうときの対応をどうしたらいいのかな。そのときに医療機関で、じゃあ、こちらとか、そういうふうになっているのかということが一つと。</p> <p>もう一つは、二次救護所というのは区民センターですよ。馬橋から言いますと、セシオンか阿佐谷になるんでしょうか。セシオンは普通歩いて行って25分とかそのくらいかかるんですね。実際になったら、本当にハンデのあった人たちが歩いたら、本当に1時間ぐらいかかっちゃうかもしれないし、阿佐谷は近くても30分くらいかかっちゃうと。</p> <p>前にもちょっとお願いしたんですけども、馬橋小学校から四、五分のところに児童館があるんですね。で、検討していただきたいというふうに前にも申し上げたんですけど、そこには乳幼児たちとか、子育ての機関ですから、いろいろお部屋も、畳の部屋があったり、子供の遊具があったり、遊べたり、そういう設備なんですね。そういうところに、例えばそういう二次救護所へ行く前に、児童館をそういうふうにご利用できないかと。</p>

<p>防災課長</p>	<p>それで、乳幼児のお母さんとかはやっぱり気兼ねしながらいるわけですよ。震災救援所の狭いところでお互いに気を使うわけで、そういう児童館みたいな施設を、利用できないでしょうか、ご検討くださいと前に申し上げたんですけど、あれはやっぱりだめなんですか。</p> <p>すみません。この二次救援所でございますが、この地域防災計画ができた当時から考えていまして、今、そのときはまだ福祉救援所というものはありませんでしたので、それで二次救援所が福祉救援所みたいな感じで考えていたわけなんですけど、これについては、やはり委員からもいろいろ指摘がございますとおり、じゃあ、たらい回しになってしまうだろうということがありますので、これについては、この地域防災計画の改定の中で、今後何年かのうちに改定するわけなんですけど、その中で二次救援所の扱いをどうするかということは、検討していきたいと思っています。</p> <p>最後にあった児童館の話ですけども、当然、震災救援所は小中学校を基本としてあるわけなんですけど、この小中学校で収容し切れなければ区の施設を使うしかないの、そういったことも、計画に載っていませんけれども、区の施設を、使えるものは使っていくという形を考えているところでございます。今、この辺は、明記はしていませんけれども、当然そういうふうに使っていくしかないだろうなと思ってございます。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。ぜひぜひ、ご検討いただければと思います。</p>
<p>座長</p>	<p>今の委員のご意見に、私なりに最近の感想で言うと、児童館に、いわゆる保育園に入っていない乳幼児のお母さん方が結構たくさん児童館を利用しているという。10年ぐらい前には信じられないぐらいの、それぞれご家庭で子育てされている方を中心に、児童館を利用している人が物すごくふえています。そういった実態を踏まえると、確かに第二次救援所は、七つの地域区民センターって、それは20年前はそれでよかったかもしれないけど、最近の実情に少しそぐわなくなっているかなという面もあるので、確かに二次救援所に、子育て中の乳児を保護しているお母さんが第二次救援所というのであれば、児童館も一つ有力な案なのかなというふうに私も思います。ぜひ、ご検討をお願いしたいと思っていますので。</p>
<p>委員</p>	<p>いいですか。ちょっと余談になるんですけど、今、児童館というお話が出たんですけど、何か児童館をなくすようなお話をちょっと聞いているんですけど、この辺は違うんですか。区として、何か児童館を閉鎖するようなことをちょっと聞いているんですけど。</p>
<p>地域課長</p>	<p>地域課長ですが、別に私が所管しているわけではないんですけど、一応、区の代表として。</p> <p>なくすということではないですよ。より、いろいろ機能を高めていこうと思って、それこそ今、座長がおっしゃったように、とにかく、本当にちっちゃなお子さんを抱えた方が児童館を使うようになってきたと。本当に、以前とは違った状況ですね。それからあと、高校生だとか中学生だとかも、まあ児童という感じじゃないんですけど、18歳以下の子供たちもか</p>

	<p>なり児童館を利用しているという実態があるということで、赤ちゃんから高校生まで、一緒に、さあ集いましょうといっても、なかなか厳しい面があるということもありますので、それぞれがうまく使えるように、うまく、今ある施設を再編する中で、機能を強化していきましょうというやり方を、今一生懸命頭をひねって所管でもやっているところですので、児童館というものの自体、全体の規模がちっちゃくなっちゃうとか、そういうことはありませんので。児童館という名前がなくなっていくということはあるかもしれませんが、児童館がやっていることは、仕事は残っていきますので、そのようにお考えください。</p>
委員	<p>ちょっとお聞きしたことなんですけど、児童館自体を保育所にするとかということで、児童館自体を小学校のほうに持っていくというような話も聞いているんですけど、その辺は。</p>
地域課長	<p>ちょっと違うんですけど、学童クラブが足りなくなっているの、それを学校の中に入れるというような動きがあるということで、もう施設の中におさまり切らなくなっていますのでね。ということでございます。</p>
座長	<p>委員の疑問を、質問をお聞きしながら、やはり震災救援所の、それぞれの、いわば防災面では非常にしっかり活動されている方にとっても、そういう区のいろいろな情報が伝わっていない。ちょっと言い方は悪いけど、流言飛語みたいなのがいっぱい、児童館をなくなって保育園になるんじゃないとか、そういうような情報が行き渡っているということからすると、やっぱり区のほうでももう少し努力して、関係者にはそういった心配がないようにしていく必要があるというふうに思いますね。</p>
地域課長	<p>はい。地域課としましても、きょうも町会長の皆さんいらっしゃっていますけど、できるだけ最新の情報で、まずは町会を通して、できるだけほかの部署もお話が伝わっていくように心がけてまいりますので、これからいろいろな説明会等もございますので、よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>お願いになると思うんですけども、まず、第二次救援所の地域センター、ここには「だれでもトイレ」がありますと書いてあるけれども、実際に地域センターに三つ以上あるというのは、ないでしょ。一つか二つなんですよ。そういう状態だということをしてできるだけ早く解消してほしい。</p> <p>震災救援所にも障害者用トイレがあるところ、ないところって、かなりあると思うんですよ。前に区のほうにお願いしたら、学校の改編なんかの時期に努力しますというような話で、多分そんなに進んでいないと思うんですよ。ということは、障害者用トイレがない学校がいっぱいある。いまだにね。ということで、そこがだめだとなると、二次救援所に行くことになるんですけど、そこに障害者が10人とか30人とか行ったら、その人たちがトイレを使おうと思うと、もう、いつも並んでいる状態。私なんかも、大きいほうになると、30分以上こもらないと、なかなか外に出てこれない。そういうふうになっちゃうと、もうほかの誰かが迷惑するということになるので、ぜひ、トイレの問題だけはできるだけ早く、震災救援所に</p>

	<p>しても二次救援所にしても、障害者が利用できるようなトイレをふやしていただきたいなというふうに思います。</p> <p>それからもう一つは、さっきPTAを使おうとか、救援所に集まった人たちにボランティアをお願いしようという話があって、私もそれは賛成なんですけど、まず、その根底につくっていかなければいけないのは、やっぱり災害時には、みんなで助け合って生きていかなきゃいけないという、そういう考え方を、やっぱりみんなに浸透させていかないと、やっぱり自分の子供とか自分の家族に一生懸命とか、俺は仕事があるからやらないよということじゃなくて、そういうときにはみんなで助け合わないとお互いに生き抜いていけないよというような考え方を、これから区のほうでも、まあ、私たちは私たちなりにやっているんですけども、みんながそういうふうな考え方を持ちましょうよという形で言う必要があるかなというふうに思います。</p> <p>委員がおっしゃったその点は、一番重要な点だというふうに思いますね。やっぱり総力戦で、オール杉並で、それは老若男女が、総力戦、オール杉並で助け合って、災害、大震災のそういったいろんな困難を乗り越えていくという、ここが大事なので、やっぱりそこに向けて、防災課や区民課や保健所、そういった部署だけじゃなくて、やっぱりオール杉並でやってもらいたい。そういう機運をつくり出すということが大事だと思いますよ。やっぱりこういう台風が来て、水害でやられている地域が実際にあるわけですから。そういうときには、防災課がやるんだろうとか環境課がやるんだろうとか区民課がやるんだろうみたいな縦割りではなくて、オール杉並で、つまり住民も、できる人とはとにかく、若い人も女性もPTAもみんな協力して助け合っていくんだという、そういう支え合いの活動をつくり上げていくということで、ぜひお願いしたいと思います。</p>
座長	
地域課長	<p>実際——じゃあ、ちょっとだけご報告で。</p> <p>水害のご質問がありまして、罹災証明を発行しているのは地域課なので、実際、調査等にも向うなんですけど、今回2件ばかり、住家ではないんですけれども、先ほどお話があったように、ちょっと、地下のあるところに浸水しました。それを発見してくれたのは町会の方で、町会の方が見回りをして、それでここが浸かっているよという連絡を下さいました。かなりそうやって地域の方たちが動いてくださっているというのを実感しておりますので、それをさらに強めていかなければと思っております。</p>
委員	<p>そういうのを、だから、言えはいんじゃないの、みんなに。</p>
地域課長	<p>そうですね。</p>
委員	<p>そうすると、ほかの人も、ああ、じゃあ自分もやろうかというふうになると思うんだよね。</p>
地域課長	<p>いただいたご意見、どんどん参考にさせていただきます。</p>

座長	はい。ありがとうございました。 時間も大分たちました。
事務局	座長、委員の1点目の緊急医療救護所の件がありますので、ちょっとご説明をさせていただきます。 杉並区で病院の協力を得まして緊急医療救護所を設置されるんですが、基本的にその受け入れは行います。ただ、そこで行うのがいわゆるトリアージという作業になりますので、そこで軽傷の方は、例えば薬とかを渡されて、じゃあ、ご自宅に、ということで帰される場合はもちろんあるんですけども、そこで受け入れをしないということではないということになりますので、そこはそういう。
委員	多分予定の人数をオーバーしちゃって、多分その被害の様子によっては、多分みんなわあっと、けがをされた方が行くでしょうからそのときに多分、もうこれ以上受け入れられないのでということじゃないかなと思うんですけど。
事務局	だと思うんですけど、基本的には発災後72時間までに設置して開設しますので、その間には基本的には受け入れは行うというような中身、そういう協定の中身になっていますので、受け入れられないので帰ってくれということは、まず、ないとお考えいただいてよろしいかと思います。
委員	ないんですか。そうですか。安心しました。
委員	ああ、そうじゃないって。受け入れるという内容が、受け入れという言葉が聞くと、その病院に入院させてもらえるとか、そこで何か対応してもらえるとこのように思っちゃうんじゃないかと。じゃなくて、受け入れじゃないんでしょ、それは。診察、診断はするということぐらいで。
事務局	そうですね。入院とかという、そういう行為ではないですね。
委員	受け入れたという言い方をすると、行く人は、私はけがをいっぱいしているんだからそこで入院させてくれるんじゃないかとかというふうに思っちゃうから、受け入れという言い方をすると、誤解を招くと思うよ。
事務局	そこでの診察ということですかね。今、委員がおっしゃるとおりで、結局そこで受け付けというか、診察行為を行う、診療行為を行うということ。そこでトリアージ、そのいわゆる重症度によって、その後の対応ということになるかと思います。 それからあと、部会長から1点と、あと委員から、それからあと委員からちょっとありました、3ページ目の震災救護所の②番のところについて、ちょっと最後、すみません、1点補足をさせていただければと思います。各救護・支援部長が、この事前に設定された巡回コースというのが先ほど皆様方のご意見の中で出ていたんですけども、実は杉並区がたすけあいネットワークという今の形で取り組みを始めたのが平成19年度からになります。

	<p>この19、20、21の3年度間を使って、全ての震災救援所で、当時要援護者と呼ばれていた方々に対して、どういう支援をここの救援所で行うのかという避難支援計画というのを、全ての救援所で、策定させていただいています。私ども、それから社協の職員も協力して、策定しています。</p> <p>こちらのほうが、そのときに例えば、じゃあ、巡回コースをどうしましょうですとか、避難されてきた要配慮者の方々を校舎のどこの部分で収容しましょうですとか、そういったことを全て計画化、文書化しているんですけども、19、20、21から見ますと、大分年数がたっています。学校の統廃合があったりですとか、校舎建てかえがあったりして、それがだんだん更新作業をしていないと古いままになってしまいますし、当然、人がかわれば、引き継ぎがなければそこはやっぱり次の方も覚えていないということになりますので、その辺は実は課題でした。</p> <p>昨年度、防災課の職員と協力しまして、震災救援所の運営マニュアルというものをいま一度皆様方に、見直して、改めて策定させていただこうということで、各救援所でお話をさせていただいているのをご記憶の方もいらっしゃるかと思います。実は、この中に救護・支援部のマニュアルというのがあるんですけども、よく見ていただきますと、そのまま要配慮者に対する避難支援計画そのものになっています。文章の中に、「ここの救援所の最寄りの緊急医療救護所はここです」ですとか、先ほど委員のほうからおっしゃっていた、「福祉救援所は、最寄りはこちらです」というのを書き込めるようになっておりますので、そういったことを私ども今入って策定を皆様方と一緒にやっている最中になります。馬橋小、実は今そこをちょうど皆様方と一緒にやっているところですので、今後近いうちにそういったお話になろうかと思いますので、ご承知いただければと思います。</p>
座長	<p>そこに巡回コースも入っているの。巡回コースも書いてあるの。</p>
事務局	<p>例えば地図を持ってどこをどう回るという細かい設定をしている救援所もあるんですけどもここの街区を何人で行きましょうという、ざっくりとした書き方のところもあります。そこは、状況によります。</p>
座長	<p>きょうは、素案や関連する事項について、皆さんから忌憚のないご意見を伺いました。いずれにしても、災害はいつやってくるかわからない状態で、日ごろから非常時の備えですね、この黄色いところに書いてありますけど、平常時の備えが重要だということで、平常時から、助け合いとか、そういった支え合いの気持ちでお互いに地域で暮らしていくということが非常に大事なんじゃないかなと思いますので、震災救援所の訓練も引き続き行っていただきながら、町会にできる限り協力していくというのが重要かなと思いますので、きょうのところはいろいろご意見を出させていただきましたので、事務局のほうでよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>きょうは時間も来ましたので、これにて終了させていただきます。どうも、皆さんありがとうございました。</p>